

第12回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和4年（2022年）10月7日（金）13時30分から

2 場所 熊本市役所議会棟2階 議運理事会室

3 出席者（敬称略）

委員会委員 5名

鈴木 桂樹（委員長・議長／熊本大学 名誉教授）

上拂 耕生（熊本県立大学総合管理学部 教授）

田川 里美（株式会社熊本日日新聞社 論説委員）

松崎 景子（エヌピーオーくまもと 代表理事）

米島 万有子（熊本大学大学院人文社会科学部 准教授）

4 会議内容

(1) 熊本市公文書管理条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る意見聴取について

（資料1～資料3）

(2) 公文書の管理の在り方について（諮問）の審議について（資料4、別紙1）

(3) その他 中間書庫及び公文書館候補地の現地視察について

5 配布資料

・次第

・熊本市公文書管理条例第9条第5項に基づく廃棄文書ファイルに係る意見聴取（事前確認）結果（資料1）

・廃棄文書ファイルの問合せシート一覧（資料2）

・廃棄文書ファイルの現物確認シート一覧（資料3）

・既存施設の状況（別紙1）

6 議事

（議長） 第12回熊本市公文書等管理委員会を始める。

委員2名が所用のため欠席であるが、委員会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、開催要件を満たしているため会議を始めさせていただく。

本日は、2つの議題が準備されている。

議事(1)熊本市公文書管理条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る意見聴取について

（議 長） では、（１）について、事務局から説明を行い、ご意見をお願いしたい。

※事務局より熊本市公文書管理条例第９条第５項に基づく廃棄文書に係る意見聴取について説明。

（議 長） 最初の議題であるが、現物確認表に基づいて保存期間延長する文書を選んでいきたい。

委員に事前に１９件の公文書について審査してもらった。

No.１「引継書」とNo.３「平成２８年熊本地震に伴う義援金」の２件については保存・延長すべきではないかという意見だった。No.３「平成２８年熊本地震に伴う義援金」は私も挙げており現物確認の対象だったが、地震に伴う義援金とのことで、資料として保存していいのではないか。

確認だが熊本地震関係の文書の保存期間は１０年ということだが、保存期間満了の年から１０年ではなく地震発生から１０年ということによろしいか。

（事務局） そうである。

（議 長） 地震関係文書はあと４～５年後にまとめて検討するという理解でよろしいか。

（事務局） そうである。

（議 長） では委員に審査してもらった１９件の文書のうち、No.１「引継書」・No.３「平成２８年熊本地震に伴う義援金」の文書は、委員の指摘に従って保存期間の延長をするということに合意を取りたいと思う。

（委 員） No.１「引継書」に記載してある会計管理者の引継書は毎年発生するものか。これまでどう扱ってきたのか、そことの整合性はどうか。

（事務局） 実際に見たが、会計管理者が代わったときに作られるもので、歴代の引継書が廃棄されずに綴られていた。その中に一般職員のものも同様に綴られていたので、今回は会計管理者のものも廃棄で上がってきていたが、延長し保存すべきではないかとの意見をいただいている。

（委 員） 検討したうえで廃棄に回されたのか、そうではないのか。

（事務局） 今回はそうではない方の可能性が高い。今までは保存してあったので。

(議 長) 会計管理者の引継文書は現用文書で活用し続けているというイメージだ。そのようにとらえてよいのか。

(事務局) そうであるので、会計総室には会計管理者は一般職員と分けてファイルを作成するように助言をした。今後修正をしていきたい。

(議 長) 現場とすれば、ある程度まで一緒に綴じたいというのは分かるが、時々5年経っていないような文書が挟まっている。注意喚起をお願いしたい。

委員に検討いただいたNo.1は保存期間延長で、No.3は地震関連文書として10年後の一括審査に回す形にしたい。

次に資料2の89件の文書の中から保存すべき文書について議論したい。No.1からNo.16が1枚目。私のベクトルとしては、わずかでも価値があれば残す方向で見ていった。

忘れないうちに言うておくが、電子データで保存している文書は資料なりが添付されているが、それは紙を主務課で保管しており、電子では見られない。保存、管理の仕方に少し工夫がいるのでは。

No.1「支出関係(一般需用費を除く)」からNo.8「防災無線」は地震関連にはあてはまらないため、廃棄だと思う。

No.9「防災センター関係」は地震関連資料と読める。委託契約等々が入っていたかと思うので念のため残してはどうか。

No.10「契約関係」は、避難所がらみの携帯電話の契約案内事項が入っていたのでこれも念のため残してはどうか。

No.11「コミュニティ助成事業」は空のファイルだったので廃棄でよい。

No.12「自主防災クラブ」も地震関連の県の補助がらみの申請状況や申請書が綴られていたので残してはどうか。補助金は自主防災活性化事業補助金申請という名称だった。

No.13「市民の声」は、市民の方の地震に関わる生々しい声もたくさん入っており、かなり重要な資料になるのではないか。地震関連文書として残す。

No.14「ISO」は空。

No.15「決算」は地震との関連はあまり読み取れなかったので廃棄する。

No.16「予算関係」は量としては少なかったが、地震関連と読み取れるような項目が出てきたので一応残してはどうか。

以上、よろしいか。

(異議なし)

(議長) 次にNo.17「東日本大震災関係」～No.20「平成24年事業継続計画」までは結論的には残さず廃棄可。

No.18「国民保護関係」は武力攻撃を受けたときの体制について書いてあり、必ずしも地震に絡むとは読み取れない。

No.20「平成24年事業継続計画」は空。

No.21「防災関係機関連絡協議会」は防災セミナーの資料。洪水に関するセミナーだったが地震に関する資料も入っていたので延長して残してはどうか。

No.22「防災会議」の中身は委員の依頼や開催通知、承諾書類の綴りだったので必ずしも残す必要はないと考える。

No.23「まなぼうさい」は、啓発も含めた取り組みだが、地震を踏まえた催し内容もあったので地震関連として残す。

No.24「総合防災訓練」、これは震災の年の5月18日に実施された訓練に関する資料なので残してよいと思う。

No.25「防災情報システム」は地震との関連読み取れず。

No.26「災害情報支援システム」は空。

No.27「各種訓練」は地震訓練が含まれていたので残す。

No.28「緊急告知ラジオ」、No.29「わが家の防災マニュアル関連」は地震関連のものはない。

No.30「地域版ハザードマップ関連」は携帯がらみの契約を解除する書類。地震があったから契約を解除するという内容。分量は1～2枚だと思うが、地震に関連するという視点で残してよいと思う。

No.31「総務局契約事務調査会議」、No.32「総務局契約事務調整会議関係(審議案件)」は政策決定関連の文書ではないかと見てみたが詳細は確認できなかった。いずれも議事録の類が含まれており保存してはどうか。以上、よろしいか。

(異議なし)

(議長) No.33「条例、規則、要項、要領、指針、関連」、No.34「総括ファイル」は地震との関係は読み取れなかった。

No.35「防災関係」は、災害派遣車両の証明申請資料。それと他の組織への礼状等々。これは震災関連として残す。

No.36「答弁関係」。これは真正面からとても大事だというわけではないが、震災によるマイナンバーの再発行という項目、通知文が出てくる。人権啓発の担当課で文書が残っているのであればいいが、震災時の人権啓発の取り組みについてという文書が綴じ込まれていたのを念のために延長してよいのではないか。

No.37「防災・災害関係」は、資料としてはかなり重要なもの。中身は、ボランティアアセンターなど熊本地震のボランティアに関する資料が分厚く閉じられていたので残

す。

No.38「基金関係」、No.39「議会関係資料」は先に事務局と協議の結果、保存期間延長する方針が決定しているということでよいか。

(事務局) そうである。

(議長) No.40「城内公園管理(10年保存)」は熊本地震後と比較になるような資料があるかという趣旨で見たが、あまり関係がないものであったので廃棄。

No.41「情報公開関係」は熊本地震関連情報も入っていたので残すと考えたのだが、ここのNo.41「情報公開関係」～No.44「熊本市例規関係」は、紙文書は火事で焼失とある。たまたま確認した消防関連の文書にあったが、平成28年の10階における火災でなくなっている。相談だが、焼失した文書の一覧は残っているか。

(事務局) 見たことはない。

(議長) 紙はないので、電子データを項目、記録として残しておくのはどうか。まったく歴史的な公文書等との関連ではないが。地震関連か歴史文書かで言うと、この4つのうちNo.41「情報公開関係」ぐらいがあえて関連してくると思う。

(委員) No.41「情報公開関係」は、システム上で起案書は残っているが回答書は別の部署に保存されているので、項目だけ残すということか。

No.42「国県補助申請等」はシステム上に両方ともきちんとあった。今おっしゃった、火事で焼失した項目だけ残すというのは。

(議長) 電子で残っているものもあるというわけか。

(委員) それを残すべきかというところだが地震関連とは言えないような。細かく見ていないのでよく分からないが、電子なので残してもよいのではないかと思う。伺い文書はあって、回答文書は別の部署にあるという感じだ。

(委員) No.41「情報公開関係」は地震関連か。

(委員) そうである。補助金申請と回答が含まれている。

(委員) 熊本地震関連の文書は、特に判断せずに10年となっているため、先ほどのNo.22も含め、とりあえず10年保存で良いのでは。地震関連はすでに廃棄対象にしていらない文書もいっぱいある。それも含めて総合的に残すかを10年経ったときに判断する

と思う。現段階では地震関連は自動的に残す考えで良いと思うが、どうか。

(異議なし)

(議 長) となると、ここは非常に迷うところだったが、No.2 2「防災会議」も残すとする。

(委 員) 迷うものは残す方向で良いのでは。

(委 員) ちゃんと判断する時期があるということなので。

(委 員) そういうことだ。永遠に残すわけではない。

(議 長) No.2 2「防災会議」、No.4 1「情報公開関係」は残す。No.4 2「国県補助申請等」、4 3「熊本市例規関係」、4 4「熊本市例規関係」は地震との関連は読み取れなかった。

(委 員) 火災関連の資料は残っているのか。火災が起きるというのは大変なことだが。残すとすれば担当課はどこか。

(事務局) 健康福祉政策課である。

(議 長) 事故の報告書は作られると思うが、ひょっとしたらその中に、どんなものが焼けたか載っているのでは。

(委 員) もしそれを作るなら何年保存になるのか。5年保存ではないだろう。

(事務局) まずはそうした一覧があるのかどうか原課に確認する。今回の廃棄リストには無い。

(議 長) No.4 5「熊本市障がい者スポーツ大会関係」は熊本地震を理由としたイベントの中止に関係するので残してはどうか。

(委 員) No.4 6「死亡事例検証」は現物照会したところ、原課の課長が見直した結果延長したほうがいいのではないかと、の但し書きが貼ってあった。

(議 長) 結果、延長ということか。

(事務局) そうである。

(委 員) 再検討して残した理由は何か。こうした事例検証は通常何年残してきたのか。それと照らして延長するということなのか、それともこの委員会で言われたからなんとなく残すのでは意味が違うと思う。

(事務局) 最初は廃棄と判断していたと思うが、委員会からの指摘があり、再度課内で検討した結果、残すべきだという判断に至ったのではないか。

(委 員) これまでこういった死亡事例検証という文書は、どうされてきたのか。熊本市の条例に照らして何年保存が妥当かというところだと思うが。

(事務局) 熊本市の条例には、保存期間の基準を設けていて例えば5年保存の場合は、調査、統計、報告、証明等に関するもの。照会、回答でも重要なものは5年保存にしている。ただ今回のような、事故に関する検証を毎年していくものは、原課としても判断に迷うところもあったのではないか。

ただ具体的に明記はしていないため、まずは原課で判断し、それに対して委員から意見をもらって再検討をした結果、延長する判断に至ったと思われる。このような積み重ねをもとに平準化できるよう周知、啓発をしていきたい。

(委 員) 言われたから延ばすのであればよくないと思う。ここでの意見が基準づくりの参考になっていかないと意味がない。

(議 長) この制度はこれから運用面も含めて作っていく段階である。原課と協議、キャッチボールをし、委員会ではこう言っているがおかしいのではないかというリプライをしていただくと、来年に向けて我々も参考になる。

(委 員) ぱっと見ても我々は重要度が分からない。「死亡」などという言葉を見ると重要だと思うが違うのかもしれない。

(議 長) No.33～No.48までよろしいか。

(異議なし)

(議 長) No.49「温室効果ガス排出量」については、統計等の価値があるのではないかと現物を見たが、市のグリーン計画、県や他都市の事例等々がまとめられており、今後この領域の政策展開と比較する時の資料になりうるのではないか。特にSDG's、地球温暖化等の取り組みに焦点が当てられているので、熊本市はどうであるかの資料になる。そういう趣旨で残してはどうか。

No.50「解体調査立入調査票」は熊本地震関連の文書であった。中身は膨大で、こういった資料をどうするか悩ましいと思うが、先ほどの意見を踏まえ、地震関連資料として一応は残しておく。

No.51「安全・災害対策」、これも廃棄物処理業務委託仕様書等々が綴じられていたので、念のため残してはどうか。

No.52「熊本城復旧復興プロジェクト関係」、これは地震関連だが中身は旅費関係の手続き書類がたくさんあった。ただ復興のための打ち合わせ会議などがちらほら綴じてあった。あまり多くを残すのもどうかと考え廃棄でもよいかと迷ったが、一応残すとする。

No.53「営繕工事関係」は、スポーツ施設の復旧工事に係る資料だったので残す。

No.54「平成28年度花火大会に関する事」、No.57「平成28年度火の国まつり関連」は同一のもので、No.54は火の国まつりイベントに關しての資料一式であった。震災が起こった年の開催ということで、残しておいてよいのではないかと。

No.55「平成28年度まつり振興委員会関連」、No.56「」は地震との関連が読み取れなかったので廃棄でどうか。

ただイベント関係は資料が膨大で、地震に関連する文書はわずかであった。可能であれば原課との話し合いの中で、地震に関連する資料を選んでもらい、それだけを残すことを協議してはどうか。

No.58「食肉センター関係」～No.60「食肉センター関係」は原課より延長しますという申し出であった。

No.61「照会・回答文書（庁外）」、No.62「照会・回答文書（庁内）」は緑化フェアについての文書で、震災後の話。現物を見たいと申し出た理由は大規模イベントに関する資料かどうかであった。本年度開催した国際会議との関連性を見るためであったが、関連性は見られなかった。保存期間3年でもあるので廃棄でどうか。

No.63「各種照会（庁外）」は、震災関係の座談会の資料が入っており、No.64「各種照会（庁内）」は起案書レベルで一部、地震関連が含まれていたため残してはどうか。

No.49～No.64までよろしいか。

（異議なし）

（議長） No.65「照会・回答（庁内）」は地震によるイベント中止の文書が一部ではあるが入っていたため、残してはどうか。

No.66「照会・回答（庁外）」はあまり地震と関係がなかったと思うので廃棄。

No.67「罹災証明書関係書類」は延長の処理をするということだ。

No.68「熊本地震関係」は地震関連を思わせる項目が含まれていたため、一応残し

てはどうか。このあたり、原課で一部を紙で残しているということだが、そのチェックはどうするのかは今後の課題かもしれない。

No.70「平成28年熊本地震に伴う義援金」は先ほど言った通り義援金等の文書なので残す。

No.71「熊本地震関係」も中身を見ていくと、公式の避難所にはなっていなかったかもしれないが、学校の避難所の現場の状況を見る上での資料として貴重だと思うので、延長してはどうか。

No.72「防災関係綴」であるが、例年通りの文書が綴られていただけのようだ。「地震」という単語がない訳ではないが、廃棄でよいと思う。

No.73「条例・要綱関係」は。

(委員) 「使用料」という言葉があったため、市民に関してのお金の話も関係するのではないかと思い確認の依頼をしたのだが、提案書のようなもので重要な文書ではないため廃棄で良いと思う。

(議長) では、これは廃棄ということで。

No.74「防災関係」からNo.76「防災関係」は消防訓練等綴じてあったが、地震との関連は読み取れなかったように思う。

(委員) No.76「防災関係」は熊本地震後に濁り水が出た事例があったので、できれば残すほうがよいのではないかな。

(議長) 私も見たが、水が濁った事例は地震と関連がなかったように思う。ちょっと迷うところだ。

(委員) あの辺(市南部)は地震の影響も懸念された。ここがどうかというわけではないが。

(委員) 液状化が起こったエリアに近い。

(委員) もしかしたら5年後には原因が明らかになっているかもしれない。

(議長) では、No.76「防災関係」は関係課と協議し、課が自信を持って「これは地震とは全く関係ない」ということであれば廃棄も可というようにする扱いでいかがか。

(委員) 良いと思う。

(議長) 専門知識が絡んでくると、なかなかこちらでの判断が不可能なところがある。

No.80「消防現況調査」は熊本地震関係の情報が若干あったため延長してはどうか。
No.65～No.80までよろしいか。

(異議なし)

(議長) No.82「局会議関係」は議事要旨が綴じられていたことは分かったが、内容が未確認である。念のために残すということでいかがか。

No.83は「大都市会議関係」ということだが、地震の情報を提供するようなものはあるが、通り一遍のペーパーなので廃棄で良いと思う。最近の文書も一緒に綴じられていたので、整理が必要だ。

No.84「全国消防長会関係」は地震関連の文書が入っていた。平成28年熊本地震研修会という文書が入っていた。3つあるファイルのうち1つのファイルだけが熊本地震研修会の資料だったので、他の2つは廃棄してもよいかと思う。ここも原課と協議の上対応してもらいたい。

No.85「全国消防長会九州支部関係」は定例的なものだったので、廃棄しても良いかと思う。

No.86「熊本県消防長会関係」は同じような系列の会議ではあるが、一部地震についての言及があったので残してはどうか。

No.87「火災統計関係」は地震とはあまり関係性がなかった。

他方No.88「H28救助活動報告書関係」は地震の救助報告書が入っていたため残す。

No.89は「熊本市市民病院改革プラン」。これは地震で中断するというということとともに、市の組織や施設の改変に関する資料であり、プランがストップした時のものなので残してはと思う。

No.65～No.89までよろしいか。

(異議なし)

(議長) 現物確認の文書について意見を出してもらったが、そこから漏れるような部分についてはいかがか。フリーに意見を出していただきたい。No.9「小島河川防災センター関係」は委員から問い合わせが出ているが、取り立てて残す・残さないというのはあるか。

(委員) 熊本地震関連文書が含まれているとのことで、原課と相談となっている。

(議長) 現物確認にあげた文書は原課と協議する方向で今判断がついたが、問い合わせ段階で協議となっているものの中に現物確認していない文書がある。この処理はどうする

のか。

（事務局） 現物確認に上がったものに加えて問い合わせのあったものは、今日いただいたご意見を踏まえて全て協議する。

（議長） 委員会の考えとしては、協議が必要なもののうち現物確認で議論できなかった文書は、原課と協議をして処理することの合意を取っておく必要がある。

（事務局） 今日ご意見をいただいているので、それをまとめた形で次回の委員会で報告し、委員会に諮りたいと思う。

（議長） 承知した。では現物確認で議論したものと、現物確認には至らない状況で原課と協議するとした文書については、その結果を次回の委員会で報告してもらいたい。そういう処理でよろしいか。

（委員） 熊本地震関連が含まれるものは原則として残す方向で進めてもらいたい。

（議長） ここで出た意見を十分踏まえて原課と協議してもらい、報告をお願いする。地震については基本残していく形で対応してほしい。以上になるが、他に何か意見はあるか。

（意見なし）

（議長） ではそういう方向で処理をすることでよろしいか。

（異議なし）

議事(2)公文書の管理の在り方について（諮問）の審議について

※事務局より公文書の管理の在り方について（諮問）の審議について説明。

（議長） 詳細に調べて資料を作っていただいた。まずは今の説明について質問があれば。

（委員） 旧市民病院跡地の液状化リスクは低いという説明だが、意外であった。

（事務局） ホームページ上のハザードマップで調べた。地図が小さいため、リスクのある地域

と際どい場所にあるが液状化のリスクはかなり低い。

（議 長） かなり低いとはどのくらいなのか。

（委 員） 市民病院が移転したのは地盤が弱いという理由だと思っていた。仮に管理棟部分、建物が残っている所は良いにしても、増築する場合の部分も液状化のリスクは低いということか。

（事務局） 本当に液状化はないのか、詳細な調査などは今後決定してから行う。現時点ではホームページ上の情報しかない。

（議 長） 解体作業で近隣住民からクレームが出たなど、地盤の問題がいろいろあったようだが。

（委 員） そこは気になる。

（事務局） 確か旧市民病院跡は地下水が湧き出ていた。それで杭は抜かないという対応であったかと思う。液状化は無かったと思う。

（議 長） 比較しながら候補を絞らないといけない。まずは4ページの表で面積が不足しているものは除外しないといけない。1（旧母子父子福祉センター）、3（旧東福祉保健センター）、5（旧天明多目的農事研究所）、7（北部上下水道センター）は面積不足で一括管理ができないため、候補から外してはどうか。

（異議なし）

（議 長） その他で意見は。2（旧市民病院管理棟）、4（旧保健衛生研究所）、6（旧雁回敬老園）、8（山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ）について。

（委 員） 市街化調整区域だと建築はダメだが、開発許可を取ることだろう。以前、熊本市の開発会議の審査会をやっていたので理解しているが、公共性のあるものなら可能だ。基準にはないが、その他公共性があるものということで許可は下りるだろう。例えば福祉施設や宗教施設は可能。不可になることはあまりないかと思う。条件は付くかもしれないが。

（議 長） 1～8まで基本的には市が関わっている建物か。

(事務局) そうである。ただ旧市民病院管理棟は病院局が、北部上下水道センターは上下水道局が所管している。山鹿植木広域事務組合リサイクルプラザは、現在事務組合で所管している。

(委員) 市の別の部署で既存の建物を活用しようというような、他に競合する計画はないのか。

(事務局) 現時点ではない。

(議長) リスクを比べると、旧市民病院跡は若干浸水のリスクがある。4番・旧保健衛生研究所も浸水のリスクに加えて液状化。6番・旧雁回敬老園が土砂災害警戒区域。リスク面で言うと8番・リサイクルプラザが優位だ。何を優先するかにも関わるが。

(委員) いずれの候補地も駐車場は確保されているということで良いか。

(事務局) 敷地面積が広いところは確保できるが、ギリギリの部分は建物の階数を増やす等建築面積を少なくすれば駐車場も確保できることになる。

(委員) 何を重視するかによるが、既存施設の活用ということで不可であれば建て替えないといけないということだ。すぐにでも使いたいということを考慮するとそのまま使用できる施設でないといけないのでは。

(議長) 説明を聞いた限りでは、施設をそのまま使用するのは無理なようだ。そうになると、費用やコストというファクターが入ってくる。今日ある程度絞っていただき、より詳しいデータを集めてもらう。この中で敷地面積が一番広いのはどこか。

(事務局) 8番のリサイクルプラザである。

(委員) 敷地が狭いというのは、建て替えにしても駐車場の問題にしても他は難しい。おのずと2番か8番にしかならないのではと思う。

(委員) 私もそう思っている。3つに絞るなら2・6・8番だが、6番は土砂災害のリスクがある。これはきつい。やはり2番か8番。

(委員) ただ既存施設を使えるところでも、増築は必要。

(委員) であれば4番も残していいかもしれない。ただ4番は敷地が狭い。2・8番になる。

(議 長) 4番は旧市民病院の6分の1。これは狭い。

(委 員) 既存の建物は建築年が浅いと思うが、補助金などの関係で解体できないことはないか。

(事務局) 2・8番は問題ない。

(議 長) 本当に既存の建物が利用できるのか、候補を絞った後にコストの調査等をお願いしたい。となると2番・8番に絞り、コスト面や他に調べてほしいポイントがあれば。2・8番に絞るということについては異論ないか。

(委 員) 事務局の意見はどうか。

(事務局) 委員の意見を踏まえて検討していきたいと考えているが、我々も委員と同様の考えだ。

(議 長) コスト計算で配慮することは何かあるか。先ほど、液状化の心配度合いによっては工事費も変わってくるだろう。そのあたりも込みで調べていただきたい。

(委 員) 資料に市民病院跡の既存設備改修費(大)とあるが、大規模な改修ということか。

(事務局) 上階に大規模な特別高圧受変電設備がそのまま置かれていると聞いている。今後その設備は不要となるが、逆にそれを維持管理するとなるとコスト高になるのが懸案になっている。

(委 員) ただ、歴史的公文書を永久保存する場合、文書を保管する環境でそういった変電設備は要らないのか。

(事務局) ここまで大規模なものは必要ない。

(議 長) 交通の便、利用の便について。どのくらい利用があるのか、他の公文書館等々のデータがあれば良いのだが。運用・利用を念頭に置いて利便性について協議が必要だと思う。単に交通の便だけで協議するレベルではない。

他に意見がなければ2番・市民病院跡地と8番・リサイクルプラザに絞り、コストをはじめ、他の様々な要素の調査を事務局にお願いすることによってよろしいか。

(異議なし)

(議 長) ではよろしくお願いします。

議事(3) その他 中間書庫及び公文書館候補地の現地視察について

(議 長) 今日2つに絞ったが、後のスケジュール的な部分は次回で良いか。

(事務局) 現地を見たほうがより分かるのではないかと考えている。そのあたりの意見をいただければと思う。

(議 長) 次回の委員会のあとに2か所行くということか。

(事務局) 視察を先にするのか、協議を先にするのか、意見をいただき次回に反映させたい。

(議 長) コスト面などについて委員会を開いた後に視察に行くとすると、最終的な決定はその後になるのか。

(事務局) そうである。

(議 長) そういう段取りでも良いか。

(事務局) 次回の委員会で候補地の協議と最終的な答申の骨子について議論していただきたいと考えている。最終的な取りまとめは11月に委員会を開催し、最終的な答申案を議論する流れになると思う。次回が最終ではない。

(議 長) 視察は次回の委員会の後でも良いということか。

(事務局) そうである。

(議 長) 旧市民病院跡地の既存施設を見ることは可能か。外側から確認するのみか。

(事務局) 写真にもあるように、1階部分は病院棟とエスカレーターがつながっていた部分の壁を崩してあり、そこから若干雨水が侵入している。電気もつかず真っ暗であり、中に入っただけの視察は難しい。

(委 員) では行く意味がない。建築に詳しい人が一緒にないと危ない。

(事務局) ヘルメットをかぶり、懐中電灯で照らすことになる。中の方まで行くのは難しい。

(議 長) 行ったとしても外からしか見れないレベルだとすると、わざわざ視察日程を組んでいただかなくてもよいのでは。次回都合のつく委員は8番・リサイクルプラザの視察に行くという段取りで良いか。

(異議なし)

(議 長) それでは資料のうち、2番・市民病院跡地と8番・リサイクルプラザに絞り、コスト等々の検討、資料、データを出してもらおう。また、次回委員会の後に8番・リサイクルプラザの視察に行くという段取りで良いか。

(異議なし)

(議 長) 以上で第12回熊本市公文書等管理委員会を終了する。